

鈴鹿市手話言語条例（案）

1 目的

本条例は、手話に関し、必要事項を定めることにより、手話に対する理解及びその普及を図り、もって市民が共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 主な内容

(1) 背景

障害者の権利に関する条約、障害者基本法において手話が言語であることが位置付けられた。

手話に対する理解と普及が不十分な状況にある。

手話に関する基本理念を明らかにし、手話を使用しやすい環境を整備するための施策を推進することで、手話に対する理解及びその普及を図り、市民が共生する鈴鹿市を目指す。

(2) 目的

手話に関する基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにする。

手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、手話に対する理解及び普及を図り、市民が共生する地域社会の実現に寄与する。

(3) 基本理念

手話に対する理解及び普及は、下記を基本として行われなければならない。

- ・手話が言語であることを認識する。
- ・手話を必要とする者が、手話により意思疎通を図る権利を有する。
- ・手話を必要とする者が、手話により意思疎通を図る権利を尊重する。

(4) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(5) 市民の役割

市民は、基本理念の理解を深め、市の手話に関する施策に協力する。

(6) 事業者の役割

事業者は、基本理念の理解を深め、市の手話に関する施策に協力する。

手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供する。

手話を必要とする者が働きやすい環境を整備する。

(7) 施策の推進方針

市は、手話に対する理解及びその普及を図るため、下記の手話に関する施策を推進するための方針を策定する。

- ・手話の啓発に関する施策
- ・手話による情報の発信及び取得に関する施策
- ・手話による意思疎通の支援に関する施策

(8) 財政措置

市は、手話に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講じるように努める。